

農業共済組合等検査実施要領例

第1 趣旨

農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条第1項から第3項までの規定により、農業共済組合、共済事業を行う市町村（以下この要領において「市町村」という。）又はこれらから業務の委託を受けた者（以下この要領において「組合等」と総称する。）に対して知事が行う検査は、農業共済組合等検査規程によるほか、この要領により行うものとする。

第2 検査の種類

検査を、その法的根拠、検査実施範囲、検査実施方法及び検査実施機関により、次のとおり分類する。

1 法的根拠による分類

- (1) 隨意検査（必要があるときに行う検査：農業保険法第209条第1項）
- (2) 常例検査（毎年1回を常例として行う検査：農業保険法第209条第2項）
- (3) 請求検査（組合員の請求による検査：農業保険法第209条第3項）
- (4) 要請検査（随意検査のうち、知事が要請し、農林水産大臣が必要と認める場合に行う検査：農業保険法第209条第1項、第224条）

2 検査実施範囲による分類

- (1) 全面検査（全部門について行う検査）
- (2) 部分検査（あらかじめ特定した事項又は知事が命令した職員（以下この要領において「検査員」という。）が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査）
- (3) 事後確認検査（検査実施後一定期間内に指摘した事項のは正又は改善の状況を確認するために行う検査）

3 検査実施方法による分類

- (1) 即時検査（現物の検査に引き続き他の部分について行う検査）
- (2) 隔時検査（現物の検査後、日を隔てて行う検査）

4 検査実施機関による分類

- (1) 単独検査（知事が単独で行う検査）
- (2) 共同検査（知事と農林水産大臣が共同で行う検査）

第3 検査の効率的実施に必要な体制の整備等

1 検査の事前準備

検査を効率的かつ的確に実施するため、組合の定款、事業規程、共済事業の実施に関する条例（以下この要領において「共済条例」という。）、諸規則等を常に備え、事業報告書、事業計画書等検査に必要な諸資料の収集等により、組合等の業務、会計等の特質及び問題事項の常時把握に努めるとともに、次の事項をあらかじめ調査し、検査の実施に備える。

- (1) 組合等の存立地区の地理的・気象的条件
- (2) 組合等の合併、事業規模、共済目的の種類
- (3) 定款、事業規程、共済条例その他諸規則
- (4) 共済目的の栽培面積、生育ステージ、飼養頭数、引受実績（率）等

(5) 前回及び前々回までの検査書とその回答書

2 必要資料の常時作成の促進

検査の能率的実施を確保するため、行政庁が提出を求める資料を、適時に、迅速に、的確に作成できるよう、組合等における事務体制の整備を促進する。

第4 検査の方法及び手続

1 計画的かつ重点的検査の実施

年間検査計画の作成に当たっては、全面検査、部分検査及び事後確認検査を有機的に組み合わせて作成するとともに、年度当初において、近年の農業情勢、検査結果等を踏まえ、当該年度の検査重点事項を作成する。

2 検査責任者の選定

検査責任者は、検査命令の都度、原則として、検査に多年の経験、識見及び指導力を備えていると認められる者を選定するものとする。

3 検査の着手

検査は、現金・現物等の資産の状況を現地において把握することをもって着手することを原則とする。なお、検査は、着手後、一定の期間を設け、事務の整理、月末棚卸、必要資料の整備等を行わせた後、検査に入る隔時検査の方法によるほか、即時検査の方法によることもできるものとする。

4 検査提出資料の徴求

検査の実施に当たり、組合等の業務又は会計について、検査に必要な資料の提出を求め、これにより検査の効率的かつ的確な実施を確保する。

5 外部確認の実施

検査の実施に当たり、農業共済制度の健全な運営の確保に資するために必要と認められる場合には、組合等の債権債務若しくは諸契約又は共済若しくは保険に係る加入、引受、審査、支払等について、組合員（加入者）、取引先その他関係者に対し、個人情報の保護等に十分に配慮した上で、書面調査、実地調査等により外部確認を行うものとする。

なお、外部確認は、外部確認書（別添1）等により行うものとする。

6 要請検査の実施

要請検査の実施については、別添2に定める検査要領により行う。

7 前回検査指摘事項の事後確認の徹底

検査によって指摘した事項について、検査後における改善状況を具体的に把握し、その改善励行を促すことにより、検査の成果を高めるため、前回検査における指摘事項についての事後確認の徹底を図る。

第5 検査実施上の着眼点

検査は、特に次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 法令、定款、事業規程、共済条例、諸規則等に違反していないか。
- (2) コンプライアンス態勢が確立されているか。
- (3) 国庫補助金の補助対象経費が適正に区分されているか。
- (4) 会計原理等に反していないか。
- (5) 計算及び照合に誤りはないか。
- (6) 証拠書類は整理されているか。また、改ざんされているものはないか。
- (7) 業務費に無駄な経費や施設はないか。
- (8) 不実（又は虚偽）の記帳又は記録はないか。

- (9) 共済事業の引受要綱、損害評価要綱、事務取扱処理要領等に反していないか。
- (10) 引受実績（率）は低位となっていないか。また、架空のものはないか。
- (11) 共済掛金等の徴収が適正に行われているか。また、未収のものはないか。
- (12) 共済金の支払が適正に行われているか。
- (13) 現金による共済掛金等、共済金、診療費等の受払はないか。
- (14) 前回の検査指摘事項は改善されているか。

第6 検査事項

検査は、おおむね別掲の検査事項について行うものとする。

なお、検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、農業共済組合連合会等検査実施要項（平成23年9月1日付け23検査第6号農林水産省大臣官房検査部長通知）別添3に定める農業共済組合連合会等に係る検査マニュアルによる検証手続、主要着眼事項等を必要な読替えをした上で参考にして、検査事項等に係るチェックリストを作成する等により、検査の実施に当たるものとする。